

2020年9月1日

三菱ケミカルのリチウムイオン電池用電解液に関する特許について 再審理の結果、特許庁が特許維持を決定

三菱ケミカル株式会社

三菱ケミカル株式会社（本社：東京都千代田区、社長：和賀昌之、以下「当社」）が所有するリチウムイオン電池用電解液に関する日本国特許（特許第 5987431 号、以下「本特許」）について、第三者からの異議申立を受けていましたが、再審理の結果、本年 7 月 13 日、特許庁は本特許を有効と判断し、特許維持の決定を下しましたので、お知らせいたします。

本特許は、2017 年 3 月、第三者から異議申立（異議 2017-700208 号事件）を受け、特許庁より、一度、特許取消決定が下されておりました。これに対し、当社は当該特許取消決定の取り消しを求めて提訴しておりましたが、今般知的財産高等裁判所における特許取消決定取消訴訟（平成 30 年（行ケ）第 10170 号）の当社認容判決（特許取消決定の取消）を受け、特許庁にて再審理された結果、本特許に対して特許維持の決定が下されました。

当社は、車載用途リチウムイオン電池の電解液の性能を向上させる添加剤の検討を従来から行っており、本特許はその中でも特に電気自動車（EV）の高寿命・高出力・高充電特性に関するものであって、当社の車載用リチウムイオン電池用電解液の性能向上のキーとなる技術の 1 つです。

当社は、新たな技術・製品・サービスを開発し、その価値を特許その他の方法で権利化して模倣等から法的に保護していくとともに、知的財産権の適切な活用を通じて幅広い分野でソリューションを提供してまいります。

以上

本件に関するお問合せ先
(株)三菱ケミカルホールディングス 広報・IR 室
電話：03-6748-7140